

令和4年度

厚生労働行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

補助犬使用者の共同訓練、認定、フォローアップの基準のあり方について

研究分担者 山本 真理子 帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 講師
研究協力者 高柳 友子 一般社団法人日本身体障害者補助犬学会 理事
渡邊 学 東京大学新領域創成科学研究科盲導犬歩行学分野 特任教授

研究要旨

＜目的＞本分担研究は、補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練および認定の基準、ならびにフォローアップのあり方を検討することを目的とした。また、前調査事業で作成した補助犬使用者受け入れガイドブックや本調査事業で得られた知見についての普及も目的とした。

＜方法＞合同（共同）訓練、認定、フォローアップの一連の過程に関する文献調査、訓練事業者と補助犬使用者へのアンケートおよびヒアリング調査を実施した。また、身体障害者補助犬法における「社会参加」に対する捉え方について、訓練事業者および指定法人を対象に調査した。なお、本調査では身体障害者補助犬法が身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とすることから、自立と社会参加の観点から一連のサービスがどのように提供されているかについて調査を進めた。

＜結果と考察＞調査の結果、補助犬使用者の2～3割程度は一連のサービスが自立と社会参加を意識したものであるかについて、「十分ではない」と感じていることが示された。一例としてフォローアップを受けたことがない、補助犬貸与後に補助作業にニーズの変化があったものの訓練事業者からの介入はなかったというものがあった。また、補助犬事業において身体障害者補助犬法における「社会参加」は多様なとらえ方がなされており、訓練事業者と指定法人はそれぞれの考えのもとで補助犬使用者（希望者）と補助犬（候補犬）を訓練・認定していることが明らかとなった。これらの結果を受けて、補助犬使用者の社会参加の姿を限定的に明示することは適切ではないものの、少なくとも社会参加を含む補助犬使用（希望）者のニーズが達成しうる状態にあるかについて、合同（共同）訓練および認定の段階で適切に評価されていること、さらに、貸与（譲渡）後もそれらのニーズが達成され続けていることを確認する必要性が改めて確認された。つまり、フォローアップが適切に行われていることが重要であり、フォローアップの徹底を改めて周知すべきであるといえる。これらを受けて補助犬事業のサービスの質を保障するために周知資料を作成した。

A. 研究目的

補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練、認定、フォローアップの過程において、明確な基準がないことにより、補助犬の質にばらつきが生じる恐れが指摘されている。補助犬と暮らす障害者の自立と社会参加を実現するためには、訓練事業者や認定を行う指定法人によるサービスの質の担保は不可欠である。

本分担班では、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練および認定の基準、フォローアップのあり方について検討することを目的とする。また、前調査事業で作成した補助犬使用者受け入れガイドブックや本調査事業で得られた知見についての普及も目的とする。

なお、本調査では、身体障害者補助犬法が身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを

目的とすることから、自立と社会参加の観点から一連のサービスがどのように提供されているかについて調査を進め、あり方を検討することとした。

B. 研究方法

1. 文献調査

検索エンジン (CiNii Articles、NDL サーチ、J-STAGE、Google Scholar、メディカルオンライン、医中誌) にて、検索ワード (「補助犬/盲導犬/介助犬/聴導犬」+「訓練/認定/フォローアップ」+「評価」) を用いて検索した。合わせてハンドサーチにより関連する報告書等を検索し、抽出された文献をもとに使用 (希望) 者と補助犬の合同 (共同) 訓練および認定の内容と評価基準、さらにフォローアップの時期や頻度、内容等の現状を調べた。

2. 補助犬使用者への調査

補助犬使用者を対象に、補助犬との合同 (共同) 訓練の内容、認定の実際、フォローアップの時期・頻度・内容と満足度を把握するために実施した。特に「自立と社会参加」を見据えて一連のサービスが提供されていたかに着目した。調査はアンケート調査、ならびにヒアリング調査にて実施した。なお、調査協力は補助犬使用者の会、ならびに研究分担者の知人を通して募った。本調査は帝京科学大学人を対象とする研究倫理審査の承認を得て実施した。

3. 訓練事業者への聞き取り

みずほ総研による「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書」(2019) をもとに、補助犬と生活する障害者の自立と社会参加に向けて適正に訓練事業を行っていると考えられる団体のうち 3 団体 (盲導犬、介助犬、聴導犬事業者、各 1 団体) を抽出し、現在行っている手続きについて聞き取りを行った。加えて、補助犬事業のサービスの質の担保のための一連の手続きのあり方について意見を聞いた。

4. 補助犬法における社会参加のとらえ方

訓練事業者/指定法人が身体障害者補助犬法における補助犬使用 (希望) 者の「社会参加」をどのようにとらえ、補助犬使用 (希望) 者の社会参加に関する使用者のニーズが満たされていることをどのように評価しているのかについて、実態を

把握するためにアンケート調査を実施した。過去 5 年間に育成実績のある訓練事業者 (介助犬・聴導犬 10 団体、盲導犬 11 団体: 重複あり計 20 団体)、ならびに指定法人 (7 団体) を対象とした (表 1)。調査項目は表 2,3 に記載の通りである。

5. 周知資料の作成

1~4 の結果を受けて、周知資料を作成した。

6. ガイドブックの普及

2019-2020 年度に実施した厚生労働行政推進調査事業「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」にて作成した多業種向けの補助犬ユーザー受け入れガイドブックの普及に向けて準備を進めた。

C. 研究結果および考察

1. 文献調査

19 件の文献が抽出された。補助犬使用 (希望) 者と補助犬の合同 (共同) 訓練、認定、フォローアップの現状に関する調査は限られていた。抽出された文献は主に介助犬と肢体不自由者を対象とするものであり (17 件、2 件は盲導犬使用者対象)、介助犬において希望者への相談の段階から医療

(福祉) 専門職の関わりが、介助犬による介助動作の広まりや使用者のさらなる社会参加につながることが示されている。また、自立と社会参加については、介助犬の導入による使用者への影響を調査した文献の中で既存の尺度を用いて評価されていた。使用されていた尺度は functional independence measure (FIM)、Barthel Index (BI)、instrumental activities of daily living (IADL)、MOS 36 ITEM Short Form Health Survey version 2 (SF-36v2)、SIP (Sickness Impact Profile) などである。ただし、これらはいくまで介助犬との生活による影響を把握するための調査研究として使用された尺度であり、介助犬育成事業の中で補助犬使用 (希望) 者の自立と社会参加を評価するために活用されている尺度は得られなかった。

介助犬に関する報告が大半を占めていたのは補助犬の中で最もリハビリテーションという位置づけで介助犬を捉える機会が多いためと考える。た

だし、個別ケースに関する実践報告や限られた著者による概説が多く、補助犬事業全体の現状を示しているとは言い難い。また、聴導犬の育成における専門職との関わりを述べた文献は抽出されなかった。聴導犬の育成において専門職がどのように関わるかについては引き続き議論が必要である。また、2019年のみずほ総研の報告では、現状の手続きに複数の課題が指摘されている。一部の訓練事業者や指定法人において（1）適性評価における障害評価が不十分、（2）合同（共同）訓練の評価基準の不明確さ、（3）認定基準の不透明さ、（4）適切なフォローアップの未実施などである。

2. 補助犬使用者への調査

53名の補助犬使用者（盲導犬使用者43名、介助犬使用者4名、聴導犬使用者6名）から回答を得た。さらに協力の得られた30名へのヒアリング調査を実施した。自立と社会参加について概ね意識して一連のサービスが提供されているが、使用者の2～3割程度は十分ではないと感じていることが示された。一部の使用者からは、共同（合同）訓練の手順や到達目標（習得すべき事項）について十分な説明がなかった、認定の過程が不明瞭であった、犬の補助動作の訓練や確認は十分行われたが補助犬との生活面についての指導や確認が不十分であった、フォローアップを受けたことがない、補助犬貸与後に補助作業にニーズの変化があったものの訓練事業者からの介入はなかったとの報告があった。さらに補助犬の貸与後に自立度や社会参加の度合いが減少したと答えた使用者は5名いた。うち4名はこのことに対して訓練事業者の介入はなかったと答えた。これらは補助犬との自立や社会参加を十分に果たせない要因となりうる事柄であり、改めて合同（共同）訓練、認定、フォローアップにおける基準の明確化の必要性を感じる結果となった。なお、フォローアップの頻度としては、「年1回」、「使用者が問い合わせたとき」がそれぞれ12名（22.6%）、「その他」35名（66.0%）であった（複数回答可）。その他の意見としては、貸与後すぐは数か月ごと、貸与後1年以降は年1

回という回答が多く見られた。

<回答（一部抜粋）>

一連のサービスが自立と社会参加を見据えて実施されていたと感じたか

合同（共同）訓練・・・はい66%、どちらでもない15%、いいえ19%

認定審査・・・はい77%、どちらでもない13%、いいえ10%

フォローアップ・・・はい70%、いいえ13%、わからない8%（※フォローアップを受けていない9%）

3. 訓練事業者への聞き取り

いずれの団体も自宅訪問を含めた複数回のやり取りを通して、補助犬希望者の適性評価を丁寧に実施していた。また、団体内外（指定法人の専門職を含む）の医療・福祉専門職や使用者のサポートを専門とする者が介入して補助犬の適応を評価することはもちろん、補助犬との生活以前に補助犬を使用するための基本的な生活や環境を整えるためのリハビリテーションの重要性も指摘していた。つまり、「補助犬を貸与すること」が目標ではなく「補助犬の貸与の先にある使用者の自立と社会参加」を見据えていることが明確であり、場合によっては補助犬の貸与が適切ではないという判断もありうるというものである。そのため、貸与後のフォローアップも特に貸与直後は頻繁（数か月に1回、貸与後1年以降は年1回）に実施しつつ、定期フォローアップ以外でも対応できるように使用者と密にコミュニケーションを図ることのできる体制や関係性を構築していた。一方で使用者一人ひとりへの手厚いサポートが訓練事業者への負担になりかねないという懸念も示された。フォローアップの頻度や方法のあり方を示す上で、使用者の満足度と訓練事業者の負担を十分考慮する必要性が示唆された。

介助犬と聴導犬の合同訓練から認定における評価に関しては、認定審査前に行われる合同訓練総合評価において細かく確認されていることから、

令和3年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究報告書」(社会システム株式会社)でまとめられた介助犬/聴導犬申請様式指定法人統一フォーマット

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963442.pdf>, p.55~114)を活用することで、補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)の状態を正しく評価できるという意見であった。

4. 補助犬法における社会参加のとりえ方

回収結果は、訓練事業者19件(95.0%)、指定法人7件(100.0%)であった。以下に主な結果の概要を記載する。なお、集計結果の詳細は報告書末尾に記載の通りである。

(1) 補助犬のとりえ方

補助犬を表す記載として妥当であると考えたものを複数回答可で尋ねたところ、「自宅(自宅周辺)で補助作業を行うだけでなく、週に1回以上公共の場や不特定多数の人が利用する施設等にも使用者に同伴し必要に応じて補助作業する犬を補助犬と考える」と答えた訓練事業者が17件(89.5%)、指定法人が6件(85.7%)と最も多かった。また、「自宅(自宅周辺)だけで補助作業を行い、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等には使用者に同伴することの全くない犬を補助犬と考える」を選択した訓練事業者が9件(47.4%)、指定法人が2件(28.6%)あった。また、「その他」の回答をみると、補助作業の場所や外出の頻度ではなく、使用(希望)者のニーズによって判断するという意見が複数見られた。一方で、「あくまでも『補助犬を伴って外出する際に、補助犬を必要としているか』を重要視」という考えもあった。

(2) 補助犬法における「社会参加」のとりえ方

身体障害者補助犬法における「社会参加」をどのようにとらえているかを複数回答可で尋ねたところ、「補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが週に1回以上

あれば、『補助犬法における社会参加』といえる」と答えた訓練事業者が17件(89.5%)、指定法人が5件(71.4%)と最も多かった。また、「補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全くなくても、自宅(自宅周辺)で補助犬を使用していれば『補助犬法における社会参加』といえる」と答えた訓練事業者が14件(73.7%)、指定法人が3件(42.9%)であった。「補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全くないのであれば、『補助犬法における社会参加』とはいえない」と答えた訓練事業者は6件(31.6%)、指定法人3件(42.9%)であった。なお、訓練事業者のうち3件は希望者のケースによって公共の場等に出ていくことが全くなくても社会参加といえる場合があると考えていた。つまり、どのような場合でも公共の場等に出ていくことがなければ「補助犬法における社会参加」とはいえないと考えている訓練事業者は3件のみであった。このような考えを持つ訓練事業者は盲導犬訓練事業者にはおらず、介助犬、もしくは聴導犬(またはその両方)の訓練事業者であった。「その他」として、「外出の頻度や訪問先を基にして“社会参加の程度”を計ることは違和感を覚える」、「社会参加が外に出ることというのは福祉の世界では30年前の考え方」という意見がある一方、「補助犬法による認定に関する社会参加はアクセス権の保障であることを統一すべき」という意見がみられたように、補助犬法における「社会参加」の捉え方は訓練事業者や指定法人によって多様であることが示された。

また、「社会参加」をそのようにとらえる理由を尋ねたところ、「自宅(自宅周辺)での補助犬の使用だけでも使用者が希望する社会参加のニーズを満たす場合もあると考える」と答えた訓練事業者が14件(73.7%)と最も多かった。このように回答した指定法人は3件で、残り4件(57.1%)は「補助犬法は公共の場や不特定多数の人が利用する施設等への補助犬の同伴を認めるものであり、補助犬とともに外に出ていくことを前提としていると考える」を選択した。「その他」の回答としては、

「どのような形であれ社会参加している」、「盲導犬の場合、家を出て自宅周辺を歩行すること自体も社会参加の一つの考える」という考えの他、希望者のケースによって回答が異なるという意見も見られた。

なお、公共の場等に補助犬を同伴することはなく、自宅（自宅周辺）で補助犬を使用するだけでも使用者が希望する社会参加のニーズを満たす場合として、想定される例を自由回答で求めたところ、健康維持のための近所の散歩や近隣住民との交流、近所のお店の利用、さらなる社会参加の一歩としてなどが例示された。

（3） 使用希望者の補助犬の適応について

使用希望者の補助犬の適応について尋ねたところ、「使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されなかったとしても、自宅（自宅周辺）で補助犬を使用する意義があれば補助犬の適応があると判断する」と回答した訓練事業者が 14 件（73.7%）と最も多かった。一方、指定法人はこのように回答した 4 件と「使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されないのであれば、その人に補助犬の適応はないと判断する」と回答した 4 件（57.1%）に二分された。なお、複数回答可の設問であったため、どちらの選択肢も選んだ団体が 1 件みられた。これについては、「その他」に『『自宅の中だけで良い』』と言い切る人の場合は適応はないと判断する」と記載があった。このことから、状況により判断が分かれることが示された。

（4） 公共の場等での合同（共同）訓練に対する考え

訓練事業者の過半数が自宅（自宅周辺）での補助犬の使用だけでも使用希望者の社会参加のニーズを満たすと回答したが、15 件（78.9%）は公共の場等の利用がなかったとしても、そのような場で

の合同（共同）訓練は必須であると答えた。「その他」への記述には、ニーズに関わらず公共の場や施設等での訓練は実施するという意見が 3 件あった。これらを合わせると 18 件（94.7%）は公共の場等での合同（共同）訓練が必要であると認識していることが分かる。

指定法人に対して、認定審査において公共の場や不特定多数の人が利用する施設等での実地検証に対する考えを尋ねたところ、4 件（57.1%）はそのような場に出ていくことがない場合は、そのような人の補助犬を認定しないと回答した。また、「その他」の記述も含めると、公共の場等に出ていくことがなかったとしてもそのような場での実地検証は必須であるという考えも 4 件（57.1%）であった。1 件は（3）の記載と同様にケースによって判断が異なるために、2 つの回答をどちらも選択していた。つまり、全ての指定法人が公共の場等での実地検証は必須であるという考えを持っていた。

（5） これまで認定した補助犬使用者が希望した「社会参加」のニーズ

これまで貸与もしくは認定した補助犬について、使用者が希望した「社会参加」のニーズを尋ねたところ、通勤、買い物、通院、旅行など、目的の場所に出ていく例が多く示された。これは補助犬の種類に関わらず同様であった。また、健康のための歩行（散歩）など、歩くこと自体を目的とした理由は盲導犬使用者に特徴的なニーズであった。一方、介助犬と聴導犬の使用者では、家族が外出中の家事、家族に安心して外出してもらいたい（一人の留守番）、引き戸の開閉、家で過ごす、家の中の音を教えてほしいなど、自宅でのニーズも示された。

（6） 補助犬（候補犬）により社会参加のニーズが達成されたか（見込み）を評価する段階

認定審査（盲導犬の場合はそれに準ずるもの）に向けて使用希望者の社会参加に対するニーズが候補犬により達成される見込みがあるかどの段階

で評価するかについて、訓練事業者に尋ねたところ、合同（共同）訓練の途中で評価するが11件（57.9%）で最も多かった。また、「社会参加について評価することはない」という回答も1件（5.3%）あった。さらに、「その他」の回答として、「合同訓練の前」という回答が3件（15.8%）あり、合同訓練を経た使用希望者と候補犬が社会参加できる状態に達しているか（その見込みがあるか）に関しての評価に重きが置かれていない場合があることが示唆された。

また、認定後に補助犬使用者の社会参加に対するニーズが補助犬により達成されているかどの段階で評価するかについて、訓練事業者に尋ねたところ、「フォローアップ」が14件（73.7%）と最も多かったが、「社会参加について評価することはない」という回答も1件（5.3%）あった。「その他」の回答を合わせると、「フォローアップ」15件（78.9%）、「社会参加について評価することはない／卒業後に改めて社会参加の評価を事業者がすることはいかがなものか」2件（10.5%）であった。

なお、指定法人では「社会参加について評価することはない」という回答は0件であった。

（7）社会参加の評価方法

社会参加について評価する場合、どのような方法で評価しているかを尋ねたところ、使用者からの聞き取りや社会参加の場面を実際に確認する方法が訓練事業者と指定法人ともに最も用いられる評価方法であった。

社会参加について評価するための指標を用いている場合、どのような評価指標を使用しているかを尋ねたところ、（介助犬・聴導犬）訓練事業者・指定法人ともに認定審査で使用されている書類を使用していることが示された。

（8）フォローアップにおいて社会参加の状態を評価するための確認事項

訓練事業者・指定法人ともに、補助犬の行動、補助作業、健康状態、そして、使用者の環境、身体上の変化、補助犬の管理状況の確認について、1

件を除くすべての団体で確認されていた。なお、訓練事業者で1件が「社会参加について評価することはない」、指定法人で1件が「フォローアップを行っていない」と答えた。

なお、フォローアップの方法について尋ねたところ、すべての訓練事業者が対面を選択した（19件、100.0%）。一方、指定法人は「その他」が5件（71.4%）と最も多く選択された。「その他」として、アンケートや書面があげられた。

（9）身体障害者補助犬法における「社会参加」に対する考えや意見

最後に、身体障害者補助犬法における「社会参加」について、その他の考えや意見を自由記述で記載してもらった。盲導犬訓練事業者からは「歩行そのものが社会参加の第一歩」であるという回答があり、盲導犬の使用に関して公共の場等に出ていくことが重視されていないことが示唆された。また、介助犬・聴導犬訓練事業者においても『社会参加＝外出の頻度』とは結び付きにくくなっている、「補助犬が担う社会参加とは『自発性リハビリ』に当てはまると思う。その為、補助犬の申込時や合同訓練前半では社会参加の意志が薄くても、時を重ねることで『一緒に出掛けたい』と心境が変わる場合がおおくある」という回答からも、必ずしも公共の場等に出ていくことが「社会参加」として重要視されていない側面や、「社会参加」の多様性を認める意見が複数見られた。その一方で、「（社会参加について）各々の育成事業者がそれぞれのサービスを行っている状況では解釈次第となりサービスを受ける方に差が生まれてしまう（選択しているのなら良いですが）のは避けたほうが良い」というように、多様な解釈によって使用者が受けるサービスに差が生じることへの懸念も示された。また、指定法人からは、介助犬の存在により生じた心理的变化が社会参加をもたらすケースもあるため、「社会参加（公共の場に出る事）が義務のように定義されるのは間違っている」という意見や、「訓練事業者にいろんなカラーがある。いろんな考えが合って良い。医療従事者の考える

社会参加以外を否定しようとするアンケートであれば好ましくない。」というように、社会参加の多様性の維持を訴える意見も見られた。その一方で、「(補助犬法における)社会参加については『不特定かつ多数の者が利用する場所への補助犬を同伴したアクセス権を保障』していることから狭義な意味での社会参加に限定すべき」という意見も見られた。

(10) まとめ

本調査より、補助犬事業において身体障害者補助犬法における「社会参加」は多様なとらえ方がなされており、それぞれの考えのもとで補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)が訓練・認定されていることが明らかとなった。そのような中、訓練事業者1件をのぞくすべての訓練事業者と指定法人が公共の場等での合同(共同)訓練や実地検証は必要であると答えており、補助犬使用者(希望者)の社会参加に対するニーズが個々に異なっても、補助犬を同伴してどこに行っても問題がないように訓練および認定されていることが示された。また、補助犬使用者の社会参加に対するニーズが補助犬により達成されているかについては、ほぼすべての訓練事業者と指定法人がフォローアップで評価していたが、一部の訓練事業者は、フォローアップを実施していない、もしくは、フォローアップはしているが社会参加について評価をしていないという回答であった。これらのことから、合同(共同)訓練および認定の段階で、社会参加を含む補助犬使用者のニーズが達成しうる状態にあることを評価基準に据えること、また、貸与(譲渡)後もそのニーズが達成され続けていることを確認する必要がある。すなわち、補助犬使用者と補助犬の生活が最適な状態で維持されるために訓練事業者による定期的なフォローアップの実施は不可欠であると考え、使用者からの定期的な報告と再訓練等の実施は、補助犬法施行規則において訓練事業者に求められている事項であり、フォローアップの徹底を改めて周知すべきといえるだろう。

5. 周知資料の作成

合同(共同)訓練および認定、フォローアップの段階で使用者の社会参加を含むニーズが達成されている(達成され得る)ことに関する評価を促すために、周知資料を作成した。資料は、訓練事業者、指定法人、自治体、使用者向けの4種類である。また、団体内の情報共有や継続フォローのためにもフォローアップの記録を取ることを推奨し、そのような記録票のない団体向けに、記録票の参考フォーマットも作成した。

6. ガイドブックの普及

ガイドブックを厚生労働省、および日本身体障害者補助犬学会のホームページにて公開した。またガイドブックの印刷・配布を行った。また、新たに「職場編」のガイドブックを作成した。さらに、ガイドブックの利用促進を目指して、ガイドブックの存在を一般に広く伝えるための動画を4種類作成した。また、2023年2月19日に大阪府大東市で行われたイベント「ほじょ犬のひろば」(主催:介助犬のひろば実行委員会)において、ガイドブックの周知を行った。

D. 結論と展望

本分担研究では、補助犬使用(希望)者への合同(共同)訓練および認定の基準、ならびにフォローアップのあり方を検討した。補助犬使用者の2~3割は一連のサービスが自立と社会参加を意識したものであったかについて、十分ではないと感じていた。また、身体障害者補助犬法における「社会参加」について、訓練事業者と指定法人は多様なとらえ方をしており、多様な考えのもとで補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)の訓練および認定がなされていることが明らかとなった。これらの結果を受けて、補助犬使用者の社会参加の姿を限定的に明示することは適切ではないものの、少なくとも社会参加を含む補助犬使用(希望)者のニーズが達成しうる状態にあるかについて、合同(共同)訓練および認定の段階で適切に評価されていること、さらに、貸与(譲渡)後もそれら

のニーズが達成され続けていることを確認する必要性が改めて確認された。このために、合同（共同）訓練と認定の評価については、介助犬／聴導犬申請様式指定法人統一フォーマットの活用を提案する。使用者調査において犬の補助動作の訓練や確認は十分行われたが補助犬との生活面についての指導や確認が不十分であったという指摘があるように、補助動作はもちろんのこと補助犬と生活すること全般を含めて、社会参加と自立に関する使用（希望）者のニーズが達成されうるかという視点での評価が必要となるだろう。フォローアップについては、使用者調査および訓練事業者のヒアリング調査結果から、年1回程度の実施およびフォローアップの記録を提案する。なお、訓練事業者の限られた資源において補助犬訓練事業の質を担保するためには、フォローアップの方法を必ずしも対面に限定することはせず、補助犬と使用者の状況に合わせてメールや電話など他の手段も含めた適切な方法を選択することを提案する。

これらを受けて補助犬事業のサービスの質を保障するために周知資料を作成した。補助犬訓練事業に直接かかわる訓練事業者、指定法人はもちろんのこと、自治体、使用者も含めて、それぞれが補助犬事業のサービスの質の担保に影響を与える主体であることを認識して補助犬事業に関わっていくことが期待される。

最後に展望として、補助犬法における「社会参加」について引き続き検討する必要があるだろう。インターネットの普及やそれに伴う社会の変化により、在宅での就労、他者との交流、社会サービス等の利用がより自由に行えるようになった。このような中、訓練事業者や指定法人のみならず、補助犬使用者（希望者）が希望する「社会参加」の姿も多様になっていることは想像に難くない。例えば補助犬との生活を通して在宅就労を目指す者がいたとする。このとき、補助作業を行うための訓練を受けたペット犬でも役割を果たしうるが、仮にペット不可住宅であった場合、補助犬でなければ同伴（使用）は認められない。補助犬法の目的には「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用

する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する」とあり、施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第四章）には、住宅における身体障害者補助犬の使用（第十一条）も含まれている。つまり、住宅を含めた多様な場面での補助犬を同伴した「社会参加」が法律上でも認められており、このことが社会の変化と合わせて、補助犬法における「社会参加」の多様なとらえ方につながっているのだろう。そのような中、障害による外出の困難は解決されるべき課題である。補助犬の存在が外出の困難さという解決されるべき課題の解決に向かう契機となり、外出の頻度や範囲の拡大につながっていることは多くの使用者から報告されている。そのため、「社会参加」に多様なとらえ方があるものの、支援の立場である訓練事業者としては、積極的に課題解決に向かって地域や職場での理解を促していくとともに、補助犬を通したさらなる自立や社会参加の可能性を希望者に示していくことも大切な役割といえるだろう。また、補助犬は障害を補う役割を果たすだけではない。補助犬使用者もまた命ある補助犬への義務と責任を負うことになり、そのことが補助犬使用者の自立や社会参加を間接的に後押ししうる。このような副次的な効果は他の自助具では得られない補助犬の特徴である。補助犬法における「社会参加」を考える上で、以上のことをふまえて補助犬との生活がもたらすさらなる自立と社会参加の姿を引き続き議論していくことが求められるだろう。

E. 研究発表

1. 論文発表

山本真理子、佐藤亜樹、高柳友子. (2021) 賃貸住宅における補助犬使用者の受け入れについて. 日本補助犬科学研究, 15(1): 10-17.

山本真理子, 高柳友子, 渡邊学. (2022) 補助犬使用者（希望者）と補助犬（候補犬）の合同訓練、認定、フォローアップ～自立と社会参加からみた

現状～. 日本補助犬科学研究, 16(1): 53-59.

2. 口頭発表

山本真理子, 高柳友子, 渡邊学. 合同 (共同) 訓練からフォローアップの使用者の経験に関する調査～自立と社会参加について～. 日本身体障害者補助犬学会第 14 回学術大会. オンライン. 2022.12.

F. 知的財産権の出願・登録状況

なし

訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査（参考資料）

表 1. 調査対象

訓練事業者（20件）	指定法人（7件）
公益社団法人日本聴導犬推進協会 社会福祉法人日本介助犬福祉協会 社会福祉法人日本聴導犬協会 特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南 社会福祉法人日本介助犬協会 特定非営利活動法人日本サポートドッグ協会 特定非営利活動法人兵庫介助犬協会 公益財団法人日本補助犬協会 社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会 一般社団法人ドッグフォーライフジャパン 公益財団法人北海道盲導犬協会 公益財団法人東日本盲導犬協会 公益財団法人日本盲導犬協会 公益財団法人アイメイト協会 社会福祉法人中部盲導犬協会 社会福祉法人日本ライトハウス盲導犬訓練所 公益財団法人関西盲導犬協会 社会福祉法人兵庫盲導犬協会 公益財団法人九州盲導犬協会 一般財団法人いばらき盲導犬協会	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 社会福祉法人日本聴導犬協会 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 社会福祉法人日本介助犬福祉協会 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団 公益財団法人日本補助犬協会

表 2. 訓練事業者向け調査（参考資料 1）

<ul style="list-style-type: none"> ・組織名称 ・回答者の組織での役割、資格、組織にいる有資格者 ・補助犬を表す記載として妥当であるとするもの ・補助犬法における「社会参加」をどのようにとらえているか、その理由 ・自宅（自宅周辺）で補助犬の使用により社会参加のニーズを満たす例 ・使用希望者の補助犬の適応について ・合同（共同）訓練に対する考え、合同（共同）訓練の役割 ・社会参加のニーズの確認（時期、確認する者）、これまでにあった「社会参加」に対するニーズ ・認定審査に向けて社会参加のニーズの達成見込みをいつ評価するか ・認定後に社会参加のニーズの達成状況をいつ評価するか ・社会参加の評価方法、評価指標 ・フォローアップにおける社会参加を評価するための確認事項、フォローアップの方法 ・身体障害者補助犬法における「社会参加」への考え・意見
--

表 3. 指定法人向け調査（参考資料 2）

<ul style="list-style-type: none"> ・組織名称 ・回答者の資格 ・補助犬を表す記載として妥当であるとするもの ・補助犬法における「社会参加」をどのようにとらえているか、その理由 ・自宅（自宅周辺）で補助犬の使用により社会参加のニーズを満たす例 ・使用希望者の補助犬の適応について ・実地検証に対する考え、認定の手続きの役割 ・社会参加のニーズの確認（時期、確認する者）、これまでにあった「社会参加」に対するニーズ ・社会参加のニーズの達成見込みをいつ評価するか ・社会参加の評価方法、評価指標 ・フォローアップにおける社会参加を評価するための確認事項、フォローアップの方法 ・身体障害者補助犬法における「社会参加」への考え・意見

問3 回答者の役割（訓練事業者）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 介護福祉士	5	26.3
B. 社会福祉士	7	36.8
C. 作業療法士	3	15.8
D. 理学療法士	2	10.5
E. その他	15	78.9

問4/Q2 回答者の資格（訓練事業者/指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 介護福祉士	0/1	0.0/14.3
B. 社会福祉士	1/1	5.3/14.3
C. 作業療法士	0/0	0.0/0.0
D. 理学療法士	0/1	0.0/14.3
E. その他	18/5	94.7/71.4

問5/Q3 補助犬を表す記載（訓練事業者/指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 自宅（自宅周辺）だけで補助作業を行い、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等には使用者に同伴することの全くない犬を補助犬と考える。	9/2	47.4/28.6
B. 主に自宅（自宅周辺）で補助作業を行うが、年に数回ほど公共の場や不特定多数の人が利用する施設等にも使用者に同伴し必要に応じて補助作業する犬を補助犬と考える。	14/4	73.7/57.1
C. 主に自宅（自宅周辺）で補助作業を行うが、月に1回以上公共の場や不特定多数の人が利用する施設等にも使用者に同伴し必要に応じて補助作業する犬を補助犬と考える。	14/4	73.7/57.1
D. 自宅（自宅周辺）で補助作業を行うだけでなく、週に1回以上公共の場や不特定多数の人が利用する施設等にも使用者に同伴し必要に応じて補助作業する犬を補助犬と考える。	17/6	89.5/85.7
E. その他	9/3	47.4/42.9

問6/Q4 身体障害者補助犬法における「社会参加」とは何か（訓練事業者/指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが全くないのであれば、「補助犬法における社会参加」とはいえない。	6/3	31.6/42.9
B. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが全くなくても、自宅（自宅周辺）で補助犬を使用していれば「補助犬法における社会参加」といえる。	14/3	73.7/42.9
C. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが年に数回ほどあれば、「補助犬法における社会参加」といえる。	15/4	78.9/57.1
D. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが月に1回以上あれば、「補助犬法における社会参加」といえる。	15/4	78.9/57.1
E. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが週に1回以上あれば、「補助犬法における社会参加」といえる。	17/5	89.5/71.4
F. その他	9/4	47.4/57.1

問7/Q5 「社会参加」を(5)のようにとらえる理由(訓練事業者/指定法人)

(複数回答可)

	件数(件)	割合(%)
A. 自宅(自宅周辺)での補助犬の使用だけでも使用者が希望する社会参加のニーズを満たす場合もあると考えるため。	14/3	73.7/42.9
B. 補助犬法は公共の場や不特定多数の人が利用する施設等への補助犬の同伴を認めるものであり、補助犬とともに外に出ていくことを前提としていると考えるため。	11/4	57.9/57.1
C. 補助犬法は公共の場や不特定多数の人を利用する施設等への補助犬の同伴を認めるものであり、自宅(自宅周辺)での補助犬の使用だけでは補助犬としての認定を受ける必要がないと考えられるため。	5/2	26.3/28.6
D. その他	4/0	21.1/0.0

問8/Q6 集計資料4に記載する。

問9/Q7 補助犬の適応について(訓練事業者/指定法人)

(複数回答可)

	件数(件)	割合(%)
A. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されないのであれば、その人に補助犬の適応はないと判断する。	5/4	26.3/57.1
B. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されなかったとしても、自宅(自宅周辺)で補助犬を使用する意義があれば補助犬の適応があると判断する。	14/4	73.7/57.1
C. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されなかったとしても、補助犬との生活を開始してから新たな目標が見つかる可能性もあるため、補助犬の適応があると判断する。	12/2	63.2/28.6
D. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されなかったとしても、家族からの自立につながるのであれば、補助犬の適応があると判断する。	10/2	52.6/28.6
E. その他	8/4	42.1/57.1

問10 公共の場等での合同(共同)訓練に対する考え(訓練事業者)

(複数回答可)

	件数(件)	割合(%)
A. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まないのであれば、そのような場所や施設での合同(共同)訓練は必要ない。	1	5.3
B. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まなかったとしても、そのような場所や施設等での合同(共同)訓練は必須である。	15	78.9
C. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まないのであれば、そのような人に補助犬を貸与することはない(合同(共同)訓練を実施することはない)。	7	36.8
その他	5	26.3

Q 8 公共の場等での実地検証に対する考え（指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まないのであれば、そのような場所や施設での実地検証は必要ない。	1	14.3
B. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まなかったとしても、そのような場所や施設等での実地検証は必須である。	2	28.6
C. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まないのであれば、そのような人の補助犬を認定することはない（実地検証を実施することはない）。	4	57.1
その他	3	42.9

Q 9 認定手続きの役割（指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者の補助犬に対する適応を確認するもの	7	100.0
B. 補助犬（候補犬）が行う補助動作や補助犬（候補犬）を世話することによる使用希望者の身体への影響を確認するもの	6	85.7
C. 候補犬が使用希望者のニーズに応じた補助動作ができるか確認するもの	6	85.7
D. 候補犬の健康および補助動作による影響を確認するもの	6	85.7
E. 使用希望者が補助犬（候補犬）を伴って公共の場所や不特定多数の人が利用する施設等で他人に迷惑を及ぼさないことを確認するもの	7	100.0
F. 補助犬により使用希望者の自立度が上がることを確認するためのもの	7	100.0
G. 補助犬により使用希望者の社会参加（外出の頻度や範囲）が改善することを確認するもの	7	100.0
H. 使用希望者のより良い生活の可能性を見出し、それを実現するためのもの	6	85.7
I. その他	0	0

Q 10 社会参加に対するニーズの確認（指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 訓練事業者が使用希望者の補助犬に対する適応を確認するとき	4	57.1
B. 訓練事業者が訓練計画を作成するとき	2	28.6
C. 総合評価のとき	2	28.6
D. 認定審査のとき	3	42.9
E. 社会参加に対するニーズを確認することはない	0	0.0
F. その他	3	42.9

問 1 1 合同訓練の役割（訓練事業者）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者が候補犬の扱いを習得するもの	19	100.0
B. 候補犬が使用希望者に慣れるためのもの	19	100.0
C. 使用希望者が候補犬を伴って公共の場所や不特定多数の人が利用する施設等を使用する上で必要な知識・技術を習得するためのもの	19	100.0
D. 目標とする自立や社会参加を達成するために使用希望者が必要な知識・技術を習得するためのもの	18	94.7
E. 使用希望者のより良い生活の可能性を見出し、それを実現するためのもの	18	94.7
F. その他	4	21.1

問 1 2 社会参加に対するニーズの確認（訓練事業者）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者がはじめて訓練事業者に連絡してきたとき	10	52.6
B. 使用希望者からの相談対応をするとき	19	100.0
C. 合同（共同）訓練に入る前（候補犬選定前）	10	52.6
D. 合同（共同）訓練に入る前（候補犬選定後）	6	31.6
E. 合同（共同）訓練に入ってから	8	42.1
F. 社会参加に対するニーズを確認することはない	0	0.0
G. その他	8	42.1

問 1 3 / Q 1 1 社会参加に対するニーズを確認する者（訓練事業者 / 指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 訓練士	14 / 6	73.7 / 85.7
B. 盲導犬歩行指導員	10 / -	52.6 / -
C. 歩行訓練士	4 / -	21.1 / -
D. リハビリテーション専門職（医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）	10 / 6	52.6 / 85.7
E. 福祉専門職（社会福祉士）	6 / 6	31.6 / 85.7
F. 心理専門職（臨床心理士等）	2 / 1	10.5 / 14.3
G. 社会参加に対するニーズを確認することはない	0 / 0	0.0 / 0.0
H. その他	4 / 2	21.1 / 28.6

問 1 4 / Q 1 2 集計資料 4 に記載する。

問 1 5 / Q 1 3 集計資料 4 に記載する。

問 1 6 認定前に候補犬により社会参加のニーズが達成される見込みを評価する段階

（訓練事業者）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 社会参加について評価することはない	1	5.3
B. 合同（共同）訓練の途中	11	57.9
C. 合同（共同）訓練の終盤	9	47.4
D. その他	9	47.4

問17 認定後に補助犬により社会参加のニーズが達成されているかを評価する段階
(訓練事業者) (複数回答可)

	件数 (件)	割合 (%)
A. 社会参加について評価することはない	1	5.3
B. フォローアップ	14	73.7
C. その他	6	31.6

Q14 補助犬(候補犬)により社会参加のニーズが達成されているか(見込みがあるか)
評価する段階(指定法人) (複数回答可)

	件数 (件)	割合 (%)
A. 社会参加について評価することはない	0	0.0
B. 総合評価	4	57.1
C. 認定審査	4	57.1
D. フォローアップ	3	42.9
E. その他	3	42.9

問18/Q15 社会参加の評価方法(訓練事業者/指定法人) (複数回答可)

	件数 (件)	割合 (%) ※
A. 利用者からの聞き取りで確認する	17/6	94.4/85.7
B. 社会参加の場面を実際に確認する	16/6	88.9/85.7
C. 評価するための指標(評価票等)を用いて確認する	4/4	22.2/57.1
D. その他	4/1	22.2/14.3

※訓練事業者は社会参加の評価を行っていない団体1件を除く6件を母数として計算

問19/Q16 集計資料4に記載する。

問20/Q17 社会参加の状況に関する確認事項(訓練事業者/指定法人) (複数回答可)

	件数 (件)	割合 (%)
A. フォローアップを行っていない	0/1	0.0/14.3
B. 社会参加について評価することはない	1/0	5.3/0.0
C. 犬に問題行動が生じていないか	18/6	94.7/85.7
D. 補助犬による補助作業が適切に行われているか	18/6	94.7/85.7
E. 利用者の住居や職場などの環境の変化の有無	18/6	94.7/85.7
F. 利用者の身体上の変化の有無	18/6	94.7/85.7
G. 補助犬の健康状態	18/6	94.7/85.7
H. 利用者による補助犬の管理状況	18/6	94.7/85.7
I. 具体的な社会参加状況の確認	14/6	73.7/85.7
J. その他	8/3	42.1/42.9

問 2 1 / Q 1 8 フォローアップの方法（訓練事業者／指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）※
A. 対面	19／3	100.0／42.9
B. 電話	17／2	89.5／28.6
C. ビデオ通話	9／0	47.4／0.0
D. メール／テキスト／メッセージ	16／1	84.2／14.3
E. 訓練事業者からの報告	－／2	－／28.6
F. その他	6／5	31.6／71.4

※指定法人はフォローアップを行っていない団体 1 件を除く 6 件を母数として計算

各設問の「その他」の回答、ならびに自由記述欄の回答

問2 回答者の役割（訓練事業者）

代表（代表理事、法人代表）3件

施設長 2件

問3 組織にいる有資格者（訓練事業者）

白杖歩行訓練士／白杖歩行指導員／視覚障害生活訓練等指導者（歩行訓練士） 7件

盲導犬歩行指導員 5件

獣医師 4件

盲導犬訓練士／訓練士；作業療法士（非常勤／外部委託）；理学療法士（非常勤／外部委託）各3件

医師；医師（非常勤）；愛玩動物看護師／動物看護師；社会福祉士（非常勤／外部委託）各2件

医師（非常勤）；相談支援専門員；介護福祉士（非常勤／外部委託）；生活訓練指導員；福祉施設長 各1件

問4 回答者の資格（訓練事業者）

訓練士、盲導犬訓練士 8件

盲導犬歩行指導員 6件

白杖歩行指導員、歩行指導員 3件

白杖歩行訓練士；視覚障害者生活訓練等指導員；ADI 国際認定の介助犬・聴導犬インストラクター；施設長；介護職員初任者研修 各1件

なし 4件

Q2 回答者の資格（指定法人）

法人代表者、全責任者；訓練士・白杖歩行指導員；福祉施設長、ADI 国際認定の介助犬・聴導犬インストラクター；施設長；医師 各1件

問5 補助犬を表す記載（訓練事業者）

・自宅周辺であっても散歩等で歩く希望のある方には貸与の可能性はある。公共の場という定義がどこまでを指すのか不明だが、自宅周辺の道を公共の場・不特定多数の人が利用する施設に含めるならなら A は当てはまらない。

・利用者の体調などで「単独」で歩行するのが近隣ということはある

・A~D の設問は「限定付き盲導犬」と同根の発想です。作業犬の仕事の擬人化した捉え方で、根本が解っていません。以下、盲導犬を例に記載します。犬自身が「自分は限定付きなので、この程度の作業ができれば事足りる」と考えることはあり得ません。反対に「自分は高度な作業を求められている」と思考することもあり得ません。要するに視覚障害者の眼として、役に立つためにはどの犬に対しても同じレベルのことを訓練しておかなくては危険だと言うことです。「限定付き」も一例ですが、補助犬の世界は実際を伴わない”言葉遊び”が横行しすぎています。また擬人化した表現は、社会の人々を”分かった”と思込ませるには便利な手法ですが、本当の理解にはつながりません。

・各選択肢の「自宅周辺」について、自宅周辺に外出する理由やその外出する場所が使用者の生活の中でどのような意味と価値のある場所なのか、その場所に行く過程でどのような状況で介助動作のニーズがあるのか、また何故その使用者が公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に介助犬の同伴をすることが全くないのか、それによっては「A」も含めて良いとも考えます。

・法律（認定試験）で社会参加は外に出ることを問われるので、外に出ることとしている。本来は A も補助犬と考えている。障害者の生活を見ている。その方がどのように生活したいかが大切で、それを手助けしていこうと考えている。

・現行「補助犬」という語は補助犬法で定められていますので、質問文の「補助犬を表す記載として妥当」という表現が回答を困難にしています。事業として行なっている以上、法律に則って行なっていますが、根本的には「犬を必要とする人に、必要とされる犬を提供する」という考えです。その人が身体的な事情から日常生活での手助けを犬に求めるのであれば、私たちはその人に必要な手助けをしてくれる犬を提供したいと思います。その人の身体状況や生活状況などが補助犬法に照らし介助犬や聴導犬として認められるのであれば「介助犬」や「聴導犬」として提供するし、法律の枠から外されてしまう場合には、ホーム介助犬やホーム聴導犬としての提供を考えます。”

・自立と社会参加を目的とする補助犬においては外出の回数というよりはその内容が重要であると考えます。定期通院を社会参加と言うかどうかなども含め、どのように社会参加をされたいかと考えています。

・行動の範囲はユーザーがきめるべき。外に出られる犬は訓練しているので、人がそのあとどのように行動するかを基準にしているわけではない。この質問自体が、ユーザーをもっと尊厳をもって見てほしい。ユーザーの自由であって補助犬をもらったけれど外にでたくないとしても私たちが否定すべきではない。

・将来を見据えて可能性があれば貸与する。その方の将来は貸与の段階では分からないこともある。例えば盲導犬の場合、糖尿病で体がきつい人が家の周りを一日何回か一定の速度で歩くことを目的に盲導犬を希望することがある（最初は公共の場に行くことを希望していない）。しかし、いずれ地域とのつながりができて小学校での講演に呼ばれるようになるというようなこともある。その方がどのような可能性を持っているかも見て貸与するか判断する。今、歩いてないから貸与しないということはない。そのため A も含まれる。ただし、犬と生活するために必要な体力など（例えば 25 メートルを何秒で歩ける、握力、動けるか、発音など）について、ある程度の基準をクリアした上で貸与を考える。

Q3 補助犬を表す記載（指定法人）

・将来を見据えて可能性があれば貸与する。その方の将来は貸与の段階では分からないこともある。例えば盲導犬の場合、糖尿病で体がきつい人が家の周りを一日何回か一定の速度で歩くことを目的に盲導犬を希望することがある（最初は公共の場に行くことを希望していない）。しかし、いずれ地域とのつながりができて小学校での講演に呼ばれるようになるというよ

うなこともある。その方がどのような可能性を持っているかも見て貸与するか判断する。今、歩いてないから貸与しないということはしない。そのためAも含まれる。ただし、犬と生活するために必要な体力など（例えば25メートルを何秒で歩ける、握力、動けるか、発音など）について、ある程度の基準をクリアした上で貸与を考える。

・行動の範囲はユーザーがきめるべき。外に出られる犬は訓練しているの、人がそのあとどのように行動するかを基準にしているわけではない。この質問自体が、ユーザーをもっと尊厳をもって見てほしい。ユーザーの自由であって補助犬をもらったけれど外にでたくないとしても私たちが否定すべきではない。

・身体状況などで週に1回未満～月1以上の場合もありますが、あくまでも「補助犬を伴って外出する際に、補助犬を必要としているか」を重要視しています。

問6 補助犬法における「社会参加」(訓練事業者)

・自宅周辺の意味の解釈が難しい。自宅周辺＝野外限定なのか。近所には集会所や公民館などもある

・(4)に記した通り、自宅周辺だけでも外出して歩く意思があるのであれば貸与の可能性はある。歩かない・歩けない方には貸与の可能性はない

・毎日の散歩や徒歩の通勤では利用し、それ以外は犬との単独では店舗や公共交通機関を利用しないケースもあるため

・補助犬法における社会参加というのがわかりにくい

・外出の頻度や訪問先を基にして”社会参加の程度”を計ることは違和感を覚えます。この設問は、障害者は健常者とは違う人間と言う前提があるように思えます。基本的に、出来ることが限られていることが前提になっているとも言えます。通勤・通学・趣味・レジャーや日常の買い物など、自分の意志で、人の手を頼らず、自由に行きたい場所に行けることが社会参加と考えます。それが補助犬の役割です。そして、補助犬事業者はそれを叶えるお手伝いをするのが使命です。

・(4)の「その他」の回答と同様で、自宅周辺に外出する理由やその外出する場所が使用者の生活の中でどのような意味と価値のある場所なのか、その場所に行く過程でどのような状況で介助動作のニーズがあるのか、また何故その使用者が公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に介助犬の同伴をすることが全くないのか、それによっては「B」も含めて良いとも考えます。一方で、使用希望者のニーズが自宅のみで完結することであり、「出ていくことが全く想定されない＝外出のための機能・手段・意思を有していない」、という事であれば適応はないと判断をするので、回答が「A」になることもあると思います。

・そもそも、質問文に「補助犬法における社会参加」なる言葉が使われることがおかしい。「社会参加」というのは、それぞれの法律毎に定義が異なるのですか？それともお定まりの解釈云々でしょうか。現状の認識ではAの感覚を押しつけられているように感じていますが、本来の社会参加という概念からすれば、選挙での投票一つだって立派に社会参加してるといえるはずはです。

・社会参加が外に出ることというのは福祉の世界では30年前の考え方。補助犬がいつまでたっても古い社会参加(お給料をもらう、就労の意志がある(一部の県の給付の要件になっている)など)としているのは時代錯誤で古すぎる。補助犬をもらった後の活用までこちらが示唆しなければいけないことなのかどうか疑問である。当会では自立生活モデルという自分が決める、責任を持つ、責任をもってやめたり行ったりすることはその人の自由なので、自立生活モデルで考えてその人に必要かどうかを考えて貸与している。インターネットを使って社会参加している人もいることから、「出歩くこと」で社会参加を考えてほしくない。社会参加の範囲はユーザーが決めるべき。

・社会参加は地域で自分らしく生活すること。商業施設や公共の場を利用していない、社会参加していないから補助犬法という対象にはならないとは考えていない。これから出かけることもあるかもしれない。インターネットを使って社会参加している人もいる。一方で犬との生活をすると、人の手を借りたり、いろんな工夫しながら犬とコミュニケーションをとることが出来るかなどは貸与するときに見る。寝たきりなど、犬の飼い主として犬の世話や犬とコミュニケーションを取れない場合は、犬を貸与できない。人の手を借りたり、別の手段を使うことでも動物愛護に則った飼育ができるかという視点でみている。その人の障害状況によってケースバイケースで判断する。例えば独居か家族がいるか、訓練センターから近いかどうか(すぐフォローアップできるかどうか)で貸与できるかの判断も変わる。

Q4 補助犬法における「社会参加」(指定法人)

・社会参加は地域で自分らしく生活すること。商業施設や公共の場を利用していない、社会参加していないから補助犬法という対象にはならないとは考えていない。これから出かけることもあるかもしれない。インターネットを使って社会参加している人もいる。一方で犬との生活をすると、人の手を借りたり、いろんな工夫しながら犬とコミュニケーションをとることが出来るかなどは貸与するときに見る。寝たきりなど、犬の飼い主として犬の世話や犬とコミュニケーションを取れない場合は、犬を貸与できない。人の手を借りたり、別の手段を使うことでも動物愛護に則った飼育ができるかという視点でみている。その人の障害状況によってケースバイケースで判断する。例えば独居か家族がいるか、訓練センターから近いかどうか(すぐフォローアップできるかどうか)で貸与できるかの判断も変わる。

・社会参加が外に出ることというのは福祉の世界では30年前の考え方。補助犬がいつまでたっても古い社会参加(お給料をもらう、就労の意志がある(一部の県の給付の要件になっている)など)としているのは時代錯誤で古すぎる。補助犬をもらった後の活用までこちらが示唆しなければいけないことなのかどうか疑問である。当会では自立生活モデルという自分が決める、責任を持つ、責任をもってやめたり行ったりすることはその人の自由なので、自立生活モデルで考えてその人に必要かどうかを考えて貸与している。インターネットを使って社会参加している人もいることから、「出歩くこと」で社会参加を考えてほしくない。社会参加の範囲はユーザーが決めるべき。

・補助犬法による認定に関する社会参加はアクセス権の保障であることを統一すべき

・身体状況などで週に1回未満～月1以上の場合もありますが、あくまでも「補助犬を伴って外出する際に、補助犬を必要としているか」を重要視しています。

問7「社会参加」を問6のようにとらえる理由(訓練事業者)

・盲導犬の場合、家を出て自宅周辺を歩行すること自体も社会参加の一つの考えるため。単独で歩行できるコースが限られ

る場合もある

どのような形であれ社会参加していると思うから。

・問5の「その他」の回答と同様で、自宅周辺に外出する理由やその外出する場所が使用者の生活の中でどのような意味と価値のある場所なのか、その場所に行く過程でどのような状況で介助動作のニーズがあるのか、また何故その使用者が公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に介助犬の同伴をすることが全くないのか、それによっては「A」も含めて良いとも考えますし、問6の「その他」の回答と同様でケースによって回答が「C」になることもあると思います。

・「B」「C」に賛成はしているわけではないが、認定団体にはそのように言われたため、法律はそういうものだと思えている。

問8 自宅（自宅周辺）で補助犬を使用することでの社会参加のニーズ（例）（訓練事業者）

・毎日の散歩など

・数は多くないが、主に本人の健康維持のために自宅周辺の散歩という利用者もいるため。散歩途中に近隣住民と顔を合わせたり、挨拶を交わすこと自体も社会のつながりになっている例もある。外出時には犬との単独歩行ではなくても、飲食店などを同伴して利用している

・盲導犬との歩行が自宅周辺のみ運動（散歩）であったとしても、今後の社会参加につながる使用者の健康維持に寄与するものだと考える。

・介助犬の介助作業が使用者に安心感を与え、それが勇気となり社会参加（外出）につながるケールは多いと考えられますので、「自宅（自宅周辺）で補助犬を使用する」ことが初めの一歩となりますので、Aの選択肢は十分に社会参加のニーズを満たすものである。

・使用者は、様々な社会のサービスを受けているので「社会参加している」と思います。このような質問に対してもっと使用者の立場になって質問できないのか？親切ではないと憤りを感じてしまいます。

・健康維持・向上

・使用者が50代男性、夫婦2人でペット飼育が認められていないバリアフリー改修済みの市営集合住宅の1階で暮らしている。頸髄損傷C5-6、受傷して15年経過、通院は月に1回自宅近くの小さな開業医に通っており、入口の外に段差が3段もしくは急なスロープがあるので通院には介助者が必要。利用している福祉サービスは毎週土曜日午後を送迎付きデイサービスで入浴のみ（妻の休日の負担を軽減するため）、それ以外の日の入浴やその他の必要な身体介護は妻がおこなっている。自動車の免許は返納。平日週2回午後の3時間（火・木）親戚の会社から任されている経理の仕事在宅でしている。妻は平日9時から15時までパートに出かけている。本人は昨年より週に3～4回午前中に歩いて片道15分の果物屋まで朝食用に妻の好物の季節の果物を買に行くことを日課としている。果物屋では道路に面した店のシャッターをあけてカゴに入れた果物を陳列しているため、店と道路の間仕切りはない。その果物屋に行く途中の横断歩道の車道と歩道の間段差と緩やかな傾斜があり、車椅子の進路によっては転倒防止バーがひっかかってしまいそうになることもあり、自走車椅子で自力で越えることに不安を感じている。また道中で何か物を落としてしまうと物によっては自力で拾い上げることができず、最近キャッシュレス決済を使い始めたが途中の道でスマホを落としてしまうことで誰かに悪用されないかと不安を感じている。普段日常生活用品は妻が仕事帰りにスーパー等に寄って買っている。動画サイトに自分で編集した動画を投稿するのが趣味で、それに必要な機材等の買い物は本人がネット通販等を利用しているため自宅と自宅周辺以外に外出する機会は、週3～4回の果物屋と、果物屋に行かない日に散歩している近所の公園以外ない。受傷前に一軒家に住んでいた時に大型犬と暮らしていた経験があり本人と妻ともに犬の飼育に関する知識や理解もある。妻がパートに出かけている時や在宅勤務中等の自宅に一人である時、果物屋や公園に行く時に介助犬がいてくれたら安心できるとの思いから介助犬協会に問い合わせた。現時点では果物屋と近所の公園以外に介助犬を連れて行くような場所は無いが、ひょっとしたら介助犬が来てくれることで外出の幅が広がるかもしれないが今の時点ではイメージが沸いていない。居住地域の公共交通機関が発達しておらず、移動には自動車が必要であるため、遠くに外出するためには妻が運転する自動車に乗る必要があり、あまり妻に迷惑をかけたくないという思いから、遠出の外出をする必要がある時はその用事を妻に任せている。そんな中で妻の楽しみでもある季節の果物を自分が買いに行くことで、いつも支えてもらってばかりの妻のために力になれている実感を本人が持つことができ、更に介助犬の飼育を本人が主体的にしていく中で本人のこの家庭の中での役割がより大きくなり、本人やこの家庭の生活の質的豊かさや本人のアイデンティティを維持することにも繋がるのが期待される。また、現時点では果物屋と公園への散歩以外に外出している場所はないものの、自分自身の置かれている状況をよく理解しており、様々な事柄に対して高い自己解決能力をもって取り組んでいることが見受けられるため、介助犬との生活がはじまることで新しいことにもチャレンジする可能性が感じられる。これらの理由から、このようなケースの外出状況であっても介助犬へのニーズはあると判断します。

・犬と公園に行くことで犬好きの人が声をかけてくれる。その人を介して新たな情報を得られることもある。そこから新たなことに挑戦でき、広がっていくことにもつながる。障害があることで家にこもっていると、一般の人よりも情報を得にくい状態にある。これも立派な自立と社会参加といえる。

・近所のお宅にお茶を飲みに行くだけでも社会参加になると考えます。補助犬を通じて近所の犬仲間と挨拶を交わしたり、インターネットで他のユーザーやパピーウォーカー、一般のフォロワーと繋がりコミュニケーションの輪が広がるなど、その方にとっての社会参加は様々だと思います。

・精神面が健全でいられることが社会参加の補助になる。物理的なサポートを部屋の中でしてくれる。マウスを落とした、何かを落としたなど、補助犬がいればインターネットを使える。

インターネットでも外部との関わりによる社会参加になる。"

・心身の健康維持および増進のための定期的な近隣歩行。それに伴う地域社会とのつながりの継続性

・インターネットを活用する、SNSで自己主張する、喉が詰まりそうになったら（呼吸器が止まりそうになったら）寝ている奥さんを呼びに行く、救急車を呼んだ時にドアを中から開けてくれる

・散歩、人のコミュニティー

・全く外に出ないという人は思いつかない（貸与したことはない）が、自宅周辺の散歩（ルーティン化して散歩する）ということもある。

Q6 自宅（自宅周辺）で補助犬を使用することでの社会参加のニーズ（例）（指定法人）

・全く外に出ないという人は思いつかない（貸与したことはない）が、自宅周辺の散歩（ルーティン化して散歩する）ということもある。

・インターネットを活用する、SNS で自己主張する、喉が詰まりそうになったら（呼吸器が止まりそうになったら）寝ている奥さんを呼びに行く、救急車を呼んだ時にドアを中から開けてくれる

・介助犬の介助作業が使用者に安心感を与え、それが勇気となり社会参加(外出)につながるケールは多いと考えられますので、「自宅（自宅周辺）で補助犬を使用する」ことが初めの一歩となりますので、A の選択肢は十分に社会参加のニーズを満たすものである。

問9 使用希望者への補助犬の適応（訓練事業者）

・視覚障害者の場合、「歩くこと」そのものが困難であるので、歩行の補助が目的と思う

・補助犬は使用者の背中を押すためのツールである。現時点で公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが想定されなくても将来的にそのような場に出ていく意志があれば適応はあると考える。ただし、「自宅の中だけで良い」と言い切る人の場合は適応はないと判断する。その一方で、家の中だけの補助犬の使用だったとしてもインターネットを介して社会参加をする意志があるなどは適応があるといえる。よって、その方の状況に応じてケースバイケースで適応の有無を見極めていくことになる。

・使用者のニーズは他人がどう言うべきではないと思います。

・これまでの設問の「その他」の回答と同様、以下省略します。

・「A」は組織の考えとしては反対だが、法律としてそうせざるを得なくなっている。希望があったときに犬の提供はするが、補助犬としての認定を受けられるかどうかは指定法人の判断に委ねるしかない。

・C については判断が難しい所です。その目標設定が相談時にある程度達成可能なレベルで計画できているのであれば必ずしも補助犬不適応であるとは言えないと考えます。「補助犬とこれからの人生をどうしたいか？」が重要であり、初めから自立や社会参加意欲がない場合には適応しないと考えます。

本人が外に出ていくかどうかは貸与した後の選択でしかないため、補助犬を貸与するかどうかの選択肢にはしない。(2件)

Q7 使用希望者への補助犬の適応（指定法人）

・補助犬は使用者の背中を押すためのツールである。現時点で公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが想定されなくても将来的にそのような場に出ていく意志があれば適応はあると考える。ただし、「自宅の中だけで良い」と言い切る人の場合は適応はないと判断する。その一方で、家の中だけの補助犬の使用だったとしてもインターネットを介して社会参加をする意志があるなどは適応があるといえる。よって、その方の状況に応じてケースバイケースで適応の有無を見極めていくことになる。

・本人が外に出ていくかどうかは貸与した後の選択でしかないため、補助犬を貸与するかどうかの選択肢にはしない。(2件)

・自立と社会参加の両方は満たされることが必要と考える

問10 公共の場等での合同（共同）訓練に対する考え（訓練事業者）

・利用者のニーズに関わらず、認定をするという事は様々な状況になることを想定しなければならず、共同訓練の科目で公共の場での訓練は実施する

・補助犬を持つことで行動も変化があると考えられるため。

・犬を育成する段階において様々な場所での訓練はすべての犬で行うが、ユーザーさんを無理に公共の場に引っぱりだすことは適切ではない。あるユーザーさんの生活・身体状況、希望から電車の利用などが不要であれば「A」も該当する。ただ、法律があるから「A」に該当する場合は、補助犬を貸与できないのが現状である。

・「使用希望者の社会参加のニーズを達成する」ということとは関係なく、そのような場所や施設等での合同（共同）訓練は必須である。可能性のあることはすべて訓練する

・「使用希望者の社会参加のニーズを達成する」ということとは関係なく、そのような場所や施設等での合同（共同）訓練は必須である。犬の訓練は当然している。外に出ないといっても出かけるようになる人もいる。また、どこにも出ないといっても犬の世話はしてもらわないといけない。自分の手でやらないといけないわけではないが、それに代わる手段をもって犬の世話をしないとけない。

Q8 公共の場等での実地検証に対する考え（指定法人）

・「使用希望者の社会参加のニーズを達成する」ということとは関係なく、そのような場所や施設等での合同（共同）訓練は必須である。犬の訓練は当然している。外に出ないといっても出かけるようになる人もいる。また、どこにも出ないといっても犬の世話はしてもらわないといけない。自分の手でやらないといけないわけではないが、それに代わる手段をもって犬の世話をしないとけない。

・「使用希望者の社会参加のニーズを達成する」ということとは関係なく、そのような場所や施設等での合同（共同）訓練は必須である。可能性のあることはすべて訓練する

・その他というより補足になりますが、実施検証にすすむかどうかは、補助犬の利用目的（社会参加）を最初に確認しますので、社会参加の目的がなければ実施検証まではすすまないため、訓練事業所に補助犬を必要とする目的を確認していただくことがまずは大切ではないかと考えています。

問11 合同（共同）訓練の役割（訓練事業者）

・使用希望者の家族や関わる人に介助犬との生活や接し方を理解してもらう

・希望者の犬への愛情を確かめる、犬の希望者への愛情を確かめる

・「自立と社会参加」は地域で暮らすことも含めている。リハでは公共の場に行く、不特定多数の人のいるところに行くということをイメージしているかもしれないが、その点は異なる。社会に認められないといけないため、社会規範に則った良識を持ったペアであること。(2件)

問12 社会参加のニーズを確認する時期（訓練事業者）

- ・使用希望者向けの資料を送付した後実施する個別面談の時
- ・オンラインによる盲導犬情報セミナー、ステップアップ体験（会）、宿泊型の盲導犬説明会等の情報提供と相談と体験のステップがある
- ・使用希望者から相談や体験歩行を実施するとき、もしくは具体的な申請があり、面接時に行う。
- ・相談があったのちに、対面で面談します。そのときにニーズの把握を行います。
- ・歩行体験会、盲導犬説明会、申込書受理後の個別面談
- ・個人面談
- ・アフターフォロー以降も追加訓練の必要性などを含めて話をします。
- ・希望者相談会（B）、訪問調査、指定法人相談でも確認しますが、C～Eは、それぞれの間隔が空いている時のみ確認します。ニーズの変化の可能性が考えられるため

Q10 社会参加のニーズを確認する時期（指定法人）

- ・希望者から相談があったときには必ず対面で面談を行います。その時点で社会参加に対するニーズがあるか否かを確認し判断している。
- ・育成団体からの相談を受けたとき（2件）

問13 社会参加のニーズを確認する者（訓練事業者）

- ・生活指導員
- ・理事長。「D」は法律を守るためだけにやっている。これは訓練事業者にもユーザーにも負担になっている。
- ・医師等の医療従事者
- ・それぞれの補助犬の担当がいる。社会福祉士（介助犬）、歩行指導員・訓練士（盲導犬）

Q11 社会参加のニーズを確認する者（指定法人）

- ・理事長
- ・獣医師含め認定審査時にも審査委員の皆で確認、共有をしています。

問14 使用者が希望した「社会参加」のニーズ（訓練事業者）

- ・介助犬：家族に安心して外出してもらいたい（一人の留守番）一人で外出したい。電車に乗って出かけた。再就職したい。飛行機に乗って旅行をしたい。出張先で聴導犬と安心して過ごしたい。聴導犬と一人暮らしがしたい
- ・通勤時に後ろから来る物や人を知りたい。車で外出する際に緊急自動車のサイレンの音が知りたい 聴覚障害者として対応してもらえるように目印の役割を果たしてもらいたい。出張や旅行でホテルや旅館に宿泊した際に音を知らせてもらいたい。外出中に落とし物をしたときに知らせてもらいたい。
- ・ニーズ約 250 ユニットそれぞれにある。基本そのニーズが外を歩くことに関わっているかで盲導犬の必要性の有無の判断がなされる。
- ・目的地（駅、買い物、趣味の教室、会合への参加、通勤、通学）に安全に通いたい、誰かの手を借りずに自分が歩行したいときに歩行したい、自分の健康のために歩行したい、子供を幼稚園に送り迎えしたい、歩行の自由と歩行中のんびりする自由を得たい。自分の都合、ペースで歩きたい、自分の街を歩いて知りたい、歩きながら考え事をしたい、ものにぶつかったり落ちずに歩けるようになりたい、家族に迷惑をかけずに通勤・通学したい、自立した生活を送りたい、目が見えなくても歩く自由が欲しい、自分が歩く姿を見てもらうことで、目が見えなくても生活できることを、周囲にしらせたい
- ・買い物、通勤、通学、通院、運動（散歩）、習い事、余暇
- ・指定法人用のアンケートに記載しましたのでそちらをご参照ください。
- ・安全でスムーズな歩行がしたい。家族などに気兼ねなく好きな時に出かけた。出張マッサージに自分と盲導犬だけで行けるようになりたい。
- ・介助犬・通学・通勤がしたい。外出先で落とし物の不安をなくしたい。聴導犬・歩行中の危険を回避したい。連れて歩くことで聴覚障害者とわかり、丁寧に教えてくれた。（筆記などで）
- ・通勤、通学、運動、買い物、通院、子供送迎、旅行、家族からの自立、安全に一人で歩きたい、単独歩行範囲の拡大
- ・介助犬とともに、旅行したい、海外旅行にいきたい、飛行機に乗ってでかけた、気になる飲食店にいきたい、一人暮らしがしたい、図書館にいきたい、買い物にいきたい、仕事にいきたい、一人で外出したい、家族が外出中の家事、近所のいるんなところに出かけた
- ・介助犬：補助犬と出られるようになったら仕事したい、親から自立したい、（癒されたい）、聴導犬：自立したい
- ・通勤、通学、買い物、銀行、郵便局、病院への通院、スポーツジム、ヨガ教室、健康維持のための散歩、カラオケ教室、卓球の練習、障害者団体の会議、音楽教室、料理教室、パソコン教室、学校講演、実家への帰省、家族のお見舞い・面会、友人に会いに行く等
- ・就職、買い物、家で過ごす、車いすダンスに犬と参加する、介助犬を通して障がい者について知ってもらいたい（発言する場ができる）
- ・自分が出かけた時にいつでも盲導犬と出かけることができる様になりたい。・盲導犬とともに安全に通勤できるようになりたい。・盲導犬とともに通院できるようになりたい。・盲導犬とともに趣味の講座に通うことができるようになりたい。・盲導犬とともに子の通園対応をしたい。・盲導犬とともに旅行に行きたい。また遠方の友達に会いに行きたい。
- ・就労（新規、復職）、買い物、旅行、スポーツ大会出場、ボランティア活動、講演活動
- ・聴導犬⇒安心安全を得られる、介助犬⇒落としものを拾ってほしい、引き戸を開けてほしい、引っ張ってほしい。

- ・自由に外出したい、旅行に行きたい、通勤、通学、通院で一緒に歩きたい、安心して歩きたい
- ・聴導犬⇒聞こえない音を教えてほしい、家の中の音を教えてほしい、結婚を機に赤ちゃんができたときのために。介助犬⇒落としたものを拾ってほしい、引き戸を開けてほしい、引っ張ってほしい。生活に即した内容が多い。盲導犬⇒外出したい。家の外に出る。

Q12 使用者が希望した「社会参加」のニーズ（指定法人）

- ・介助犬と共に外出したい場所（国内・海外旅行、買い物、デイサービス、障害者乗馬、卓球、その他の障害者スポーツ、役場、喫茶店、カフェ、お食事処、映画館、病院）、介助犬と通勤、介助犬と共にバスに乗りたい、電車に乗りたい、介助犬と共に一人暮らしがしたい
- ・聴導犬と外出することで安心して道路を歩けるようになりたい。（自動車や自転車を運転している人に怒鳴られたりするのが嫌だから）
- ・聴導犬⇒聞こえない音を教えてほしい、家の中の音を教えてほしい、結婚を機に赤ちゃんができたときのために。介助犬⇒落としたものを拾ってほしい、引き戸を開けてほしい、引っ張ってほしい。生活に即した内容が多い。盲導犬⇒外出したい。家の外に出る。
- ・聴導犬⇒安心安全を得られる、介助犬⇒落としたものを拾ってほしい、引き戸を開けてほしい、引っ張ってほしい。
- ・買い物・通勤・通院・訓練・娯楽・旅行・定時の散歩など
- ・介助犬と共に外出をしたい。外出先で身体介助や補助をして欲しい。
- ・介助犬：勤務先でも困ったら介助犬にお願いしたい。買い物、電車やバス、スポーツ大会、障害者支援施設、趣味の教室や活動、講演など、安心して外出したい。家族に頼らずに自分でできることや活動範囲を広げていきたい。聴導犬：安全に外出できるようになりたい。お店や病院で呼び出しがあるときも安心して待機していきたい。
- ・介助犬とともに買い物に行きたい。

問15 貸与に至らなかったものの希望者から表出された「社会参加」のニーズ（訓練事業者）

- ・介助犬を迎え進学を機に一人暮らしをしたい。介助犬と一人で電車通学したい。一人暮らしで夜、心配なので聴導犬と暮らしたい。
- ・歩けなくなったが次も盲導犬を持ちたい。盲導犬ユーザーであることがアイデンティティである、というニーズには対応しなかった
- ・社会参加と言えるかどうかわかりませんが、盲導犬と学校に講演に行きたい
- ・散歩・買い物への同行、デイサービスへの同行、他の人に物を拾うことを頼みづらいので拾ってもらいたい、精神的な支えになってほしい、介助犬がいれば前向きに生活していけると思う、就職したい
- ・通常のニーズ（ただし社会参加のニーズとは別の理由で認定には至らなかった）
- ・社会参加については相談時から具体的に計画を一緒に考えます。補助犬貸与に関わらず相談しますので、補助犬貸与に至らないケースも上記と同様です。
- ・社会参加のニーズは問14と同様。その他の理由で認定に至らなかった。犬のケアに心配があり貸与できなかった。
- ・社会参加のニーズは問14と同様。その他の理由で認定に至らなかった。交通事故により認知に問題があった（2つのことを同時にすることが難しい）犬の飼育が適性にできない

Q13 認定に至らなかったものの希望者から表出された「社会参加」のニーズ（指定法人）

- ・社会参加のニーズはQ12と同様。その他の理由で認定に至らなかった。犬のケアに心配があり貸与できなかった。
- ・社会参加のニーズはQ12と同様。その他の理由で認定に至らなかった。交通事故により認知に問題があった（2つのことを同時にすることが難しい）犬の飼育が適性にできない

問16 認定前に候補犬により社会参加のニーズが達成される見込みを評価する段階（訓練事業者）

- ・フォローアップ
- ・取得希望の面接のとき
- ・面接段階
- ・いつでも相談を受けている
- ・自立・社会参加に利用している盲導犬による歩行と盲導犬の管理は評価する。
 - ・4週間の歩行指導期間を通じて評価します。
- ・合同訓練の前（犬の基礎訓練の段階）
- ・常に判断している。「評価」という考えは不適切であると思う。認定審査受ける上で求められるから「評価」をしているが、本来は本人が満足していればよいはず。
- ・合同訓練の前⇒社会参加が見込まれると考えるからそもそも貸与する。犬と生活する人で全く外に出ないという人はいない。社会参加しない人はいないはず。補助動作を希望しないユーザーはいない。「社会参加に対するニーズ」の評価をしないわけではないが、それだけに重きを置いているわけではない。適性、理解力、身体能力を見る。（2件）

問17 認定後に補助犬により社会参加のニーズが達成されているかを評価する段階（訓練事業者）

- ・フォローアップを通じて自立・社会参加に利用している盲導犬の歩行と盲導犬の管理は評価する。
- ・4週間の歩行指導を終え、自由に歩けるようになっているのです。卒業後の使用者は盲導犬共に単独で帰宅します。どのような社会参加をするのかは、使用者本人が決めることです。卒業後に改めて社会参加の評価を事業者がすることはいかなるものでしょう。
- ・ニーズを他者が評価するのは押しつけに過ぎない。本人が満足していればよい。
- ・指定法人への定期的な報告時には目標やそのニーズが達成されているか確認いただいています。
- ・「社会参加に対するニーズ」の評価をしないわけではないが、それだけに重きを置いているわけではない。（2件）

Q14 補助犬（候補犬）により社会参加のニーズが達成されているか（見込みがあるか）を評価する段階（指定法人）

- ・合同訓練の前⇒社会参加が見込まれると考えるからそもそも貸与する。犬と生活する人で全く外に出ないという人はいない。社会参加しない人はいないはず。補助動作を希望しないユーザーはいない。「社会参加に対するニーズ」の評価をしないわけではないが、それだけに重きを置いているわけではない。適性、理解力、身体能力を見る。（2件）
- ・BとC⇒使用希望者の社会参加ニーズを確認の上、使用希望者と補助犬が社会参加場面で適切な行動をとることができることを確認する。D⇒社会参加の定着状況や拡大等の補助犬の活用について確認

問18 社会参加の評価方法（訓練事業者）

- ・「社会参加の評価」が何を意味するのか、盲導犬の場合は少し異なるように思う
- ・盲導犬による歩行と盲導犬の管理状況は評価シートを併用している。
- ・歩行指導中は各ステップに於いて7回テストがあり、そこを盲導犬との単独歩行で歩き修得状況を把握する。4週間に歩く距離は120km。
- ・家族・ケアマネ・相談員・ヘルパー等からの聞き取り

Q15 社会参加の評価方法（指定法人）

- ・A⇒相談時・フォローアップ時、B⇒総合評価・認定審査時に動作検証

問19 使用している評価指標（訓練事業者）

- ・認定審査に提出する書類を使用している。ただし、この評価項目は「犬が何をできるか」「ユーザーが何をさせられるか」を評価するものになっている。本来はユーザーさんが介助犬との生活でどう変わるかを大切にしている。
- ・ADIのパブリックアクセステストを実施しています。
- ・認定審査書類（統一されたフォーマット）（2件）

Q16 使用している評価指標（指定法人）

- ・認定審査書類（統一されたフォーマット）（2件）
- ・社会参加のニーズ確認⇒初回相談時：インテーク調査書・ニーズ確認表、社会参加時の希望者・補助犬の適切な行動・有効性⇒合同訓練総合評価表・認定審査動作検証表、社会参加の定着・拡大⇒フォローアップ報告書
- ・総合評価、認定審査時に「o...できる Δ...何度目かでできる（できる時できない時がある） ×...できない」で評価

問20 フォローアップでの社会参加に関する評価事項（訓練事業者）

- ・使用者が的確に介助犬を扱えているか、指示を出せているか。
- ・認定1年目は特に常に連絡を取り合い使用者が相談しやすい関係になれるよう心がけています。
- ・社会参加の状況は確認するが評価はしない。
- ・多くの事業者は卒業直後或いは一定期間後、自動的に実施するのをフォローアップと言っています。当会のフォローアップは実施法が大きく異なっています。問17でも記述しましたが、帰宅後に使用者が判らないことや困ったことがあれば、使用者本人から協会に連絡をします。それに基づいて当方から出向き問題解決をお手伝いすることをフォローアップと言います。
- ・「I」は質問紙などで見ることはないが、話のやり取りや本人と会うことで把握している。
- ・地域の支援者や行政などからの聞き取りを行う事があります。特に社会参加状況は本人からの報告と合わせて考えます。
- ・補助犬のケアが使用者にとって負担になっていないか（2件）

Q17 フォローアップでの社会参加に関する評価事項（指定法人）

- ・上記CDは補助犬が適切に行動できているかということについての項目ですが、ここに抜けている項目として、「使用者が的確に補助犬を使用できているか。」、つまり、いい加減な扱いをしていないかなどを確認します。
- ・補助犬のケアが使用者にとって負担になっていないか（2件）

問21 フォローアップの方法（訓練事業者）

- ・年1回、全ユーザーに対して定期聞き取り実施。電話とメールとフォームズ使用。またかかりつけ獣医に健康診断書を提出して頂くということで第3者視点での犬の状態把握を行っている
- ・アンケート
- ・ビデオを送ってくる人もいる
- ・定期フォローは対面。遠隔地の人には、見守りカメラを設置してもらっています。
- ・イベント参加時
- ・メインはA

Q18 フォローアップの方法（指定法人）

- ・近所からの連絡など
- ・年に一回のアンケート調査（2件）
- ・A⇒必要が生じた場合に、来所又は訪問で対応、今後はオンラインを活用も検討していく
- ・使用者からの報告（書面）

意見（訓練事業者）

- ・補助犬が担う社会参加とは「自発性リハビリ」に当てはまると思う。その為、補助犬の申込時や合同訓練前半では社会参加の意志が薄くても、時を重ねることで「一緒に出掛けたい」と心境が変わる場合がおおくある。その為、当会では最初の時点で「社会参加の意志がない」場合に補助犬を貸与しない！のではなく、社会参加の意志がないのでスキルズコンパニオンを希望された場合には、そのサービスを行わず、法律による補助犬使用が認められている障害者に対して「認定犬」を貸与するように努めている

- ・盲導犬は歩行を補助する存在であるため歩きたいというニーズであれば貸与を検討するし、歩く以外のニーズであれば貸与検討はできない
- ・視覚障害者の場合、自宅から出て「歩くこと」そのものが困難である。盲導犬を取得してから、単独で歩行することが可能になったケースが多くある。歩行そのものが社会参加への第1歩と考えている。
- ・使用者にとって「社会参加」は様々だと思います。このような形でのアンケートなら社会参加とはどのようなことを意味しているのかお尋ねになりたいことを明確にお示しください
- ・同伴拒否者（社）に対する対応が、訓練事業者、市町村所管部署だけでは解決に至らないケースが多くあります。
- ・身体障害者補助犬法、啓発の活動が犬に偏りすぎています。そのため犬を理由にした拒否や拒絶が後を絶ちません。拒絶は人権問題であること、受け入れ側が犬について対応する必要は一切ないこと。を強調しなければ理解は進まないでしょう。以下に箇条書きにします。①使用者の受け入れ拒否は人権問題である。②受け入れ側が、犬に対して対応する必要は一切ない。③犬に関する要望があれば、使用者に申し出てください。④要望に基づいて、使用者が責任を持って対応します。⑤使用者が義務を果たさず、犬の手入れ、糞の維持について明らかな問題がある場合の拒否は止むを得ない。斯様に短く、明確に伝えることが大切だと考えています。
- ・社会参加の形が在宅需要の影響もあり以前よりも多様化している。『社会参加＝外出の頻度』とは結び付きにくくなっている。使用者（希望者）自身が主体的な役割意識や意欲を持っているかどうかを評価する視点がこれまで以上に重要と感じている。外出する機会の提供ではなく、外出する事を選択できる機会を提供することが介助犬育成事業者に求められている。そのうえで就労・余暇・生活の維持等のために使用者（希望者）が役割を担う事があれば、それが社会参加であると考えている。ただし、当会で独自に介助犬の認定を出すことができないため、実際には今回の回答内容よりも認定事業者で持っていると思われる価値観に寄せた判断をしています。
- ・身体障害者補助犬法および補助犬全般の更なる普及啓発
- ・補助犬法の目的である自立と社会参加の促進については、その方のこれからの人生にとってとても重要な項目と考えます。社会参加と聞くと同伴拒否など社会側との間の「社会との障壁」について議論されることは多いですが、当事者側の外出意欲や社会参加意識などの個人が持つ「社会参加への障壁」についてはあまり議論になることはないように感じます。各々の育成事業者がそれぞれのサービスを行っている状況では解釈次第となりサービスを受ける方に差が生まれてしまう（選択しているのなら良いですが）のは避けたほうが良いと考えます。
- ・今の仕組みは厳しいので、このままでは補助犬が増えない。
- ・今回の質問が医療従事者側から考えた社会参加の作りとなっている。医療従事者が考える社会参加も一つだが、もっと多様な社会参加がある。医学モデル的に補助犬を使いたい人もいれば、リハセンターとは関係のない地域で暮らしていて補助犬と生活したいという人もいる。身体障害者は多様である。これから補助犬ユーザーになるかもしれない人の可能性をつぶしてはいけない。医療従事者（リハ）の人の強みを生かせる貸与もある。リハに行っていないで地域に根差した人に強い育成事業者もいる。訓練事業者にいろんなカラーがある。いろんな考えが合って良い。医療従事者の考える社会参加以外を否定しようとするアンケートであれば好ましくない。

意見（指定法人）

- ・社会参加(公共の場に出ること)が義務のように定義されるのであれば間違っている。さまざまな理由により、外出する勇気さえ失っている方も多くいる。その方々を支えるのが介助犬であり、自宅周辺での使用が目的であっても、それは「初めの一歩」であり、徐々に外出する勇気と安心感を得られるようになった結果として不特定多数の方がいる公共の場に出られるようになるというケースもあるということをしかりと想定した上での社会参加だという共通認識を持つべきである。
- ・今回の質問が医療従事者側から考えた社会参加の作りとなっている。医療従事者が考える社会参加も一つだが、もっと多様な社会参加がある。医学モデル的に補助犬を使いたい人もいれば、リハセンターとは関係のない地域で暮らしていて補助犬と生活したいという人もいる。身体障害者は多様である。これから補助犬ユーザーになるかもしれない人の可能性をつぶしてはいけない。医療従事者（リハ）の人の強みを生かせる貸与もある。リハに行っていないで地域に根差した人に強い育成事業者もいる。訓練事業者にいろんなカラーがある。いろんな考えが合って良い。医療従事者の考える社会参加以外を否定しようとするアンケートであれば好ましくない。
- ・今後補助犬法の改正がある段階で検討が必要かもしれませんが、現時点の補助犬法における認定は以下の通りであると考えます。

身体障害者の自立及び社会参加を目的に

1. 補助犬の名称独占（補助犬の名称を用いての役割の独占）
2. アクセス権の保障（障害者が補助犬を伴って社会へ出ていくことの保障）
3. ペットとの区別化

特に社会参加については「不特定かつ多数の者が利用する場所への補助犬を同伴したアクセス権を保障」していることから狭義な意味での社会参加に限定すべきと考えます。

- ・身体障害者補助犬法における「社会参加」とは、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に犬を伴って外出することであると認識しています。認定事業所によっては、「外出をせずに家の中だけでも必要としているなら補助犬として認定」という話も出ていますが、認定基準があいまいになったり、バラバラのままにならないよう、また希望者が補助犬を必要とする目的が明確になるよう、法律においても、「身体障害者補助犬法における社会参加とは」について明文化するのが良いのではと考えています。